

平成 17 年 6 月 16 日

1 趣旨

新たな食料・農業・農村基本計画（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）においては、飼料自給率の向上が重要な課題となっており、濃厚飼料の自給率向上のためには、食品残さの飼料化を推進することが重要である。また、食品残さの飼料化の推進は、飼料費の低減による畜産生産の低コスト化を進める上でも重要な課題である。

これまでも、食品残さの飼料化に積極的に取り組んでいる事例もみられるが、これを全国的な取組へと拡大していくことが必要である。

食品残さの飼料化を進めるに当たっては、安全性、品質、供給量の確保等の課題に対応することが必要であり、行政、生産者、食品産業関係者、消費者等が相互に協力しながら取組を進めていくことが重要である。

このため、食品残さの飼料化の推進母体として、全国段階に「全国食品残さ飼料化行動会議」（以下「全国会議」という。）を設置し、食品残さの飼料化の展開を図っていくものとする。

なお、食品残さの飼料化の推進に当たっては、別途組織されている「食料自給率向上協議会」や「飼料自給率向上戦略会議」との連携を十分確保するよう留意するほか、食品廃棄物等のリサイクルやバイオマス利活用の推進に関する施策・取組との連携を図りつつ進めるものとする。

2 全国会議の構成

- (1) 全国会議は、農林水産省、都道府県、農業関係団体、食品産業関係団体、消費者関係団体等の関係者をもって構成する（別紙）。
- (2) 構成員は、必要に応じて追加できるものとする。
- (3) 全国会議は、必要に応じて、有識者をオブザーバーとして招聘できるものとする。

3 全国会議の活動

全国会議は、次の活動を行うものとする。

- (1) 食品残さ飼料化推進のための行動計画の策定
- (2) 行動計画に基づく取組の推進その他食品残さ飼料化推進の工程管理
- (3) 食品残さ飼料化の普及啓発
- (4) 食品残さ飼料化に関する情報の収集・分析・提供
- (5) 地域段階における食品残さ飼料化の推進の取組への支援
- (6) その他食品残さ飼料化の推進に必要な活動

4 全国会議の運営

- (1) 全国会議の会長は農林水産省生産局畜産部長、副会長は、（社）配合飼料供給安定機構理事長とする。
- (2) 全国会議の下に、所要の検討・調整を行うために、必要に応じ、幹事会を置くことができる。
- (3) 全国会議の事務局は、農林水産省と（社）配合飼料供給安定機構が共同して行う。